

平成27年8月25日 第11号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度 ニュースレター



岐阜市生活・就労サポートセンターのみなさん



いたばし生活仕事サポートセンターのみなさん

生活困窮者自立支援
制度全国担当者会議
日時 平成27年9月14日(月)
午後1時半～
会場 全国社会福祉協議会
・灘尾ホール
対象 都道府県、指定都市、中核市

本号の内容

- 1 巻頭言
- 2 自治体短信
岐阜県岐阜市の「いま」
東京都板橋区の「いま」
岩手県盛岡市の「いま」
- 3 本号で紹介した資料等について



盛岡市子どもの学習支援事業のスタッフのみなさん

生活困窮者支援においては、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造していくことが求められています。

前号では、国と自治体の取組となるブロック会議を紹介しましたが、ここでは、全国的な民間組織である「生活困窮者自立支援全国ネットワーク」について紹介します。

本ネットワークは、昨年秋に設立され、生活困窮者支援を行う支援員や行政関係者、学識経験者など幅広い関係者が集う「全国研究交流大会」を開催しています。今年度の大会は、本年11月7日・8日の日程で、福岡大学において、「支援に携わる人たちがともにつながり、新法を活かし、育てよう！」をテーマに開

催されます。

制度の効果を高めていくためには、全国会議やブロック会議のような国と自治体との意見交換、従事者養成研修のような支援員の皆様に対する国の人材育成のほか、地域単位や職場で取り込まれる研修会・事例検討会、そしてこうした、民間主導で、地域や職種を超えたつながりの確保も重視したシンポジウムなど、重層的な取組が重要だと考えています。

シンポジウムには、当省からも多くのパネリストが参加する予定です。

全国の皆様にとって、全国の最新の情報を得ながら、刺激を受けて更に切磋琢磨するきっかけとなる、そういう機会となることを祈っています。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話 03-5253-1111 (代表)(内線 2893) FAX 03-3592-1459

自治体短信

このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



岐阜県岐阜市の「いま」～相談支援から見えてきたこと

岐阜市福祉部生活福祉一課

主査 梅村 明美
主事 久野 杏里

生活困窮者が抱える「複合的な課題」とはどのようなものでしょうか。生活保護の相談窓口と隣接して相談窓口を設置された岐阜市の取組について「相談支援から見えてきたこと」をテーマに、梅村さん・久野さんから報告いただきます。

岐阜市の概況

岐阜市は人口約41万人、面積は203.6km²で、岐阜城を頂く金華山を中心とした山々や、鶺鴒で有名な清流・長良川などの自然があふれるみどり豊かなまちです。平成27年3月末で、被保護世帯数は5,178世帯、保護人員6,493人、保護率は15.6%となっています。平成27年4月1日から生活保護を担当する生活福祉一課内に、生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口「岐阜市生活・就労サポートセンター」(以下「サポートセンター」)を設置しました。

法施行にあたって

岐阜市では、経済的に困窮している相談が多いであろうこと、緊急支援の頻度が高いであろうことを想定して、生活保護の窓口と隣接して相談窓口を設置することに、準備を進めてきました。平成26年度は市関係部署で構成する庁内連絡会議を計4回、そのほか外部機関も含めた連携会議も開催し、制度の周知と困窮者の早期発見及びその情報共有の仕組みづくりを協議してきました。その中で、相談された方の情報を共有

するためのツールとして「相談票」の様式を定め、岐阜県に県内統一様式で取り扱っていただくよう依頼しました。この「相談票」には、個人情報を共有することについて、本人同意欄もあります。また市関係部署に対しては、個人情報を情報提供するための「同意書」の様式も決めました。

自立相談支援事業は委託による実施とし、公募型プロポーザル方式で選定した結果、岐阜県のモデル事業で実績のあったNPO法人に委託することとなりました。職員体制は、委託職員が主任相談支援員と相談支援員(就労支援員兼務)の計6名、市の職員が係長と住居確保給付金支給・任意事業担当係員の計3名を配置しています。

相談支援から見えてきたこと

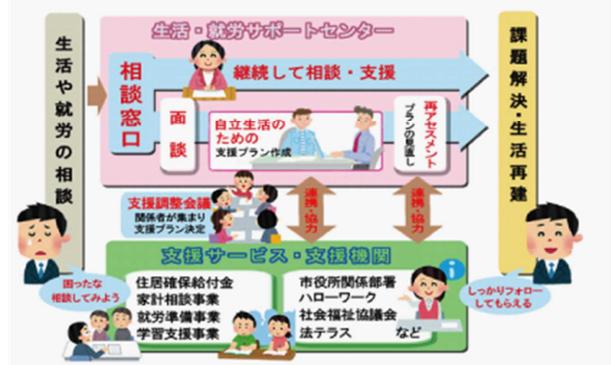
4月から7月まで4か月間の相談実績は、新規の相談者が247件、総面談回数は753回となっています。相談者は20代が4.5%、30代が14.2%、40代が26.3%、50代が22.7%、60代が12.6%、その他が19.9%と、40・50代が半数を占めています。

特徴としては、経済的に困窮しているが、基準を満たさず生活保護に至らないとか、相談者が保

相談票	
岐阜市生活・就労サポートセンター 印中 FAX 099-265-3773 当機関の相談者より、貴文書機関での相談の希望があったことから、次のとおり連絡します。	
相談票番号	
相談内容	家族・親族の状況
相談日時	相談日時、緊急取りで把握できなかった場合にのみ記入ください。
相談者	<input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 卒業・終了 <input type="checkbox"/> 訓練等 <input type="checkbox"/> 訓練中 <input type="checkbox"/> 専修・専門 <input type="checkbox"/> 休日・内容 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 大学院 <input type="checkbox"/> 中途 <input type="checkbox"/> 在学中 <input type="checkbox"/> 受講中 <input type="checkbox"/> 各種学校 <input type="checkbox"/> 各種学校
職業	職種 () 年 月 年 月
内容	
継続理由	
世帯収入	<input type="checkbox"/> 失業給付 (年 月 年 月) <input type="checkbox"/> 年金 (種類) 年 月 年 月 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 () <input type="checkbox"/> その他 ()
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 扶養の世帯状況 <input type="checkbox"/> 変遷 <input type="checkbox"/> 口離 <input type="checkbox"/> 口離 ()
住居の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸 (家賃) <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	
【本人同意欄】	
(関係機関の長) 様 相談支援の検討、実施等に必要範囲内で、私の個人情報(岐阜市生活・就労サポートセンター及び (関係機関)との間で相互利用されること)について承諾します。	
氏名	印 年 月 日 年 月 日
住所	
電話番号	
(関係機関)	担当
電話番号	

岐阜県内の自治体で使用している相談票

口を設置することに、準備を進めてきました。平成26年度は市関係部署で構成する庁内連絡会議を計4回、そのほか外部機関も含めた連携会議も開催し、制度の周知と困窮者の早期発見及びその情報共有の仕組みづくりを協議してきました。その中で、相談された方の情報を共有



相談支援の流れ

護申請を拒んでいるといった相談が多いことが挙げられます。具体的には、所持金がわずかになり、食料もなく、次の雇用保険の手当の受給まで生活できないとか、電気・ガスなどが止められているといった緊急支援が必要な相談から、収入はないが不動産をいくつか所有し、その処分を拒んでいることで生活保護の受給に至らないなどの

見及びその情報共有の仕組みづくりを協議してきました。その中で、相談された方の情報を共有

ほか、税金や健康保険料を滞納し、相談者自身が生活保護基準を下回る生活をしながら保護申請を拒んでいるなどといった相談が寄せられています。

そうした相談者がサポートセンターに来られたら丁寧に聞き取りをし、個人情報の取り扱いについて説明するとともに、同意書等に署名をいただいてから、具体的な支援や手続きについて話をします。何度も面談等を重ねる中で、信頼関係を構築し、これまで実績のある委託先法人のノウハウやネットワークを活用しつつ、インフォーマルな支援にも取り組んでいただいています。

相談者の来所経路としては、市関係部署からの紹介が一番多く 22.3%、次いで社会福祉協議会からが 10%、ハローワークからが 9.2%、その他リーフレットを見た方や民生委員さんなどからと続いていきます。これは、庁内や関係機関への制度周知、連携の協力依頼や学習会への出張講座により、制度や窓口開設の広報がなされたための結果と考えています。今後も、一人でも多くの困窮者を救うため、さらに周知・広報を行っていく予定です。

任意事業の取り組み

岐阜市では任意事業として、家計相談支援事業・就労準備支援事業・学習支援事業の3つを実施しています。

家計相談支援事業は直営で、市で嘱託職員を1名雇用しています。例えばレシートをとっていただき、何を購入したのか、いくら使っているのかといったことを家計相談支援員が聞き「何をいくら節約できるのか、どうしたら収支が合うのか」などを相談者と話し合っ進めていきます。効果として、あといくら収入があれば生活が可能か明らかにすることができ、短時間のアルバイトを探せる方も出てきました。また、電気やガスの滞納によりそれらが停止となった方には、支払いに同行するとともに分割での納付を相談し、相談者の生活が再建できるよう支援を行っています。

就労準備支援事業は、生活保護受給者の事業と一体で実施しており、生活保護受給者に対する就労意欲喚起事業の実績を持つ NPO 法人に委託して実施しています。内容は農作業です。

また学習支援事業は、市で嘱託職員(教育支援員)を雇用し、生活保護世帯や就学援助を受ける生

活困窮世帯の子どもの進学相談に乗るほか、学習支援の実施先の紹介をしています。実際の学習支援は市内で無料の学習支援を実施する複数の支援団体で構成する一般社団法人に委託し、拠点型で行っています。

今後の課題

委託先の相談支援員からは、これまでの県のモデル事業と比べると「ひきこもりや人間関係、精神に課題を抱えた人の相談が減った」という声が上がっています。また、実際にこれまでモデル事業を利用されていた相談者からも「今までは駅の中に相談窓口があったが、市役所の中に設置されたことで行きづらい。」といった声もいただいております。相談窓口のあり方を検討する必要があると感じています。

また、1件当たりの相談時間が新規の相談で平均2時間、2回目以降の面談で1時間以上かかっており、配置した職員数では不足がちになっています。このため、積極的なアウトリーチができていないことも課題と考えています。

任意事業の課題として、家計相談支援事業では、4か月の実績で計38件の支援決定となっており、直接雇用した家計相談支援員1名だけではマンパワーが不足がちになっています。これは、経済的に困窮している相談が多く、そのため予想以上に家計相談支援を支援プランに盛り込むことが多いことが挙げられます。

また、学習支援事業は、現在5か所で実施していますが、その場所に通えない子どもも多数存在します。事業実施先を増やし、より多くの子どもが学習支援に通えるようにしていくことが今後の課題です。

終わりに

4月から事業を実施した本市では、走りながら何とか手探りで取り組みを進めています。

まだまだ十分とは言えませんし、すでに相談窓口のあり方や職員の配置など、様々な課題が出てきています。

委託先職員との連携を密にしつつ、これまで「制度の狭間」の中で適切に支援されなかった方を広く受け止められるよう、ひとつひとつ課題解決していき“岐阜市モデル”を作りあげたいと考えています。



東京都板橋区の「いま」～自立支援のこれまでとこれから

板橋区 板橋福祉事務所 自立支援係 主任主事 野崎 友輔



板橋区では、被保護者の自立支援の経験を踏まえ、生活困窮者自立支援を展開されています。

自立支援を重視した就労支援を中心に野崎さんから報告いただきます。

板橋区の概況

板橋区は東京 23 区の北西部に位置し、面積は 32.22 km²、人口は 54 万人を擁する生活都市です。区名の由来ともされる、旧中山道の石神井川に架かる「板橋」をはじめ、千年の昔から受け継がれる徳丸・赤塚地域の神事「田遊び」など、有形・無形の文化財が今も数多く息づいています。また、近隣商店街を中心とする商業、埼玉県境に近い赤塚地域における都市農業、荒川沿岸部などの工業が併存しており、都内有数の産業都市としての顔も持っています。

生活保護の状況を見ると、被保護人員は、平成 27 年 4 月現在 19,215 人(14,330 世帯)、保護率は 35.2%となっており、保護人員、保護率ともに、東京 23 区中 3 番目の高い水準となっています。

被保護者自立支援の実施体制と就労支援

区内に 3 か所ある板橋、赤塚、志村福祉事務所において、平成 17 年度から「日常生活自立」「社会生活自立」「就労(経済的)自立」の 3 つの自立概念を尊重した自立支援プログラムの活用により、被保護者への自立支援を行っています。平成 23 年度には自立支援に関する計画調整等を担う自立支援係が板橋福祉事務所に新設され、三福祉事務所一丸となって被保護者への自立支援を推進しています。

また、平成 24 年度からは、無料職業紹介事業及び被保護者就労準備支援事業(旧:就労意欲喚起等支援事業)の導入による支援ツールの充実と複数支援者による多角的な支援の実施、目標確認・振り返りシートの導入による対象者(当事者)の主体性の尊重と支援効果の可視化、就労支援検討会の実施による支援の可視化を軸に、就労支援プログラムを再編し、現在まで運用しています。

生活困窮者自立支援の実施体制

自立支援係を擁する板橋福祉事務所において、生活困窮者自立支援事業を所管することとなり、

平成 26 年度から具体的な検討を始め、実施形態(直営/委託)の検討、法定事業の選定、事業スキームの構築、ニーズ調査等を行い、福祉事務所の相談実績を勘案し、想定対象者数を約 1,600 人と設定のうえ、法施行を迎えました。

選定した法定事業は業務委託方式とし、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談支援事業の 3 つの事業を一体的に、就労準備支援事業と学習支援事業については別に委託しています。自立相談支援事業等については、自立相談支援機関「いたばし生活仕事サポートセンター(以下「センター」という。)」を区内に 1 か所設置し、実施しています。なお、学習支援事業の「こども支援員」をセンター内に配置することで、子どもとその保護者等、世帯全体を包括的に、早期の段階から支援できるよう体制作りをしています。

また、センターが主催する支援調整会議においては、支援決定の有無に関わらず行政の参画を必須とし、就労準備支援事業及び学習支援事業の委託事業者、社会福祉協議会のほか、多面的な視点での共有や議論、社会資源の開発等の重要性を踏まえ、他分野において専門的知見、スキルを持った民間事業者や法律の専門家である弁護士を構成員としています。

就労支援の取り組み

センターの相談支援員がコーディネーターとなり、就労支援員や就労準備支援事業の支援員(以下「就労準備支援員」という。)が必要に応じて早期の段階から関わっています。支援メニューの大まかな整理は下表のとおりです。

就労に関する支援メニュー

		就職前	面接時	就職後
対象者	対象者	キャリアカウンセリング		
		生活保護受給者等 就労自立促進事業 求人・求職のマッチング 就労準備セミナー	面接同行	初日同行 定着支援
	企業等	求人開拓 求人・求職のマッチング		定着支援

(就労訓練は、センターにおいて開拓・調整中)

板橋区では、ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労自立促進事業の活用のほか、求人・求職のマッチングを行っています。センター、就労準備支援事業委託事業者ともに有料職業紹介事業の許可を得ており、センターの就労支援員は、受託法人が運営している介護、子育て支援の事業所等と連携したケア(見守り支援)付き就労のあっせんを、就労準備支援員は、多種多様な職種の人や勤務時間・日数の条件緩和を行った求人のあっせんをする等、それぞれの委託事業者の強みを活かし、対象者と企業等との間の調整を行うとともに、就職へのハードルを緩和する取り組みを行っています。また、対象者が無事就職した後は、継続就労できるよう、定着支援も行っています。

就労準備支援員による就労準備セミナーについては、生活習慣の形成から就労に向けた準備までを行うプログラムとしてグループカウンセリング(2時間/日×4週間)を用意していますが、7



月末現在でグループを組む程の利用希望者がいないため、履歴書の作成や模擬面接等のほか、自己理解を促すプログラム等の個別支援で対応しています。

また、7月からは対象者の課題の共有や事業利用の促進に向け、就労支援、就労準備支援に特化したアセスメント会議の開催や、センター主催の朝夕定例ミーティングへの就労準備支援員の参加等、委託事業者の垣根を越えた取り組みを試行錯誤しながら行っています。

このほか、債務の有無に関わらず、家計相談支援員による家計管理、収支バランスの改善に向けた支援を積極的に活用することで、家計管理上の課題や希望獲得収入の明確化等を図り、求職活動へのアシスト効果を期待しています。

就労支援の効果と課題

被保護者、生活困窮者に共通する効果と課題を整理すると、対象者(求職側)への効果としては、就労支援というアプローチにより、職に就くことのみならず、対象者の状況改善を図ることができ

ることが挙げられます。企業(求人側)への効果としては、求人確保に貢献できることが挙げられます。これらにより、就労支援を大きく捉え、求人・求職の需給調整に働きかけることで、地域課題の解決や地域づくりに寄与するものと考えます。

一方で、効果額(生活保護費の削減額)以外の行政における効果指標の確立が課題と感じています。この点、被保護者においては平成24年度から効果額以外の支援効果(対象者の「就職」以外の状況改善や支援者の頑張り)の可視化を図るため、目標確認・振り返りシートを導入していたところですが、今般の自立相談支援機関における使用帳票類標準様式の1つとして「評価シート」が整備されましたので、評価シートにおける「見られた変化」と目標確認・振り返りシートとの項目を今後整理する必要があると認識しています。

生活困窮者自立支援のこれから

生活困窮者自立支援法が施行してから約5か月が経過しようとしています。各種広報媒体による周知、区内外の関係機関を構成員とした連携会議の開催、区民、関係機関等向けのフォーラムの開催等、法施行初年度としてまずはセンターの存在を知ってもらうべく周知活動を行っています。実績については、厚生労働省から示された目安値には及んでいない状況です。

支援を必要とする方にこの事業が届くためには、区民や行政を含む全ての関係機関にセンターの存在を認知いただき、センターが頼れる相談機関であることを理解いただくことが前提となりますので、下半期に向けて、戦略的な周知活動と具体的な連携方法の整備を行っていかうと考えています。

最後になりますが、板橋区における自立支援をみると、被保護者自立支援では、福祉事務所のケースワーカー(直営)が中心となって、自立支援プログラムの活用等により、専門的知識を有する非常勤職員や委託事業者、関係機関等との連携を通じた支援を行う一方、生活困窮者自立支援では、自立相談支援機関(委託)が中心となり、他の委託事業者や関係機関等との連携を通じた支援を行うということで、事業スキームが大きく異なっていますが、自立の概念や掲げる理念には違いはありません。目指す方向は同じですので、この2つの事業を両輪として、支援を必要とする全ての方へ自立支援を展開していく所存です。



岩手県盛岡市の「いま」～子どもたちの未来のためにできること

盛岡市保健福祉部生活福祉第二課 佐久山 久美子

生活困窮者支援において、次世代に「経済的困窮」を持ちこさせないことも重要です。生活困窮者自立支援制度では、こうした「貧困の連鎖」を防止するための事業として、子どもの学習支援事業が創設されました。

子どもの学習支援は、「子どもの自立支援である」と言えます。学習支援を通じてどのように自立支援が図られるかを、盛岡市の佐久山さんから報告いただきます。

盛岡市の概況

岩手県の県庁所在地である盛岡市は、人口約30万人、面積886.47km²、豊かな森に囲まれ、あふれ出る清らかな水に恵まれた街です。雄大な岩手山の裾野に広がるこの土地は、南部盛岡二十万石の城下町として発展し、今でも城下町の情緒と風格が「盛岡らしさ」として残っています。市名の由来は、藩主が「盛り上がり、栄える岡」という意味を込めて「盛岡」と命名したと言われています。平成20年に中核市へと移行し、北東北の交流拠点都市として発展を目指しています。

子どもの学習支援事業の実施に至る経緯

子どもの貧困が社会問題化し、生活保護世帯の子どもの高校進学率が低いことは誰しもが知るところとなりました。当市においてもその状況に変わりはなく、高校進学率は9割を超えてはいるものの、市内の進学率を毎年下回っています。そのような状況において、生活保護世帯の子どもが全員高校に進学できるように、高校を中退することがないように支援するため、当市における学習支援事業は平成24年度に始まりました。

開始当初の事業内容は、中学生と高校生及びそ



学習支援の様子

の保護者を対象に、就学支援相談員2名が電話や面接で相談に応じるものでした。それまで、世帯への関わり

は担当ケースワーカーによる指導的なものが多かったのですが、就学支援相談員は、子どもと直

接会い、話をし、子どもの気持ちを聞くようにし、親への関わりも、指導の視点ではなく、子どもを将来に向けどう支えるか、親の悩みを聞きながら寄り添いの視点で行われました。平成26年度には就学支援相談員を3名に増員し、生活保護世帯の約8割の中高生と相談を重ねられるようになりました。そして、今年度の生活困窮者自立支援法スタートと共に、対象を生活保護世帯から生活困窮世帯にまで広げ、中学生の学習する場である「学びの広場“TOMO”」を創設、相談支援と学習支援の2本立てで子どもたちの支援を行っています。

事業により明らかになったこと

就学支援相談員は、面接や電話による相談のほか、登校状況、希望の進路、進路を考える上で困っていることがあるかなどを、毎年アンケート形式で調査しています。また、面接時に可能な範囲で子どもの成績表も見せてもらっています。調査や相談・面接を重ねていく中で、子どもの学力が低いこと、子どもの就学費用の見積りや借入手続きに支援が必要な家庭が非常に多いことなど、今まで見えなかった様々なことが明らかになりました。

進学に向けお金を貯めることができる世帯は少なく、各種の貸付を利用する世帯が多いため、就学支援相談員が、必要な費用や返済金額などを世帯と一緒に考え、子どもの自立を視野に入れた助言を行っています。

また、せっかく子どもの就学費用として借りたお金を、親が学校に支払わず別な用途に消費してしまっていたという世帯もありました。このことは、子どもが高校中退に追い込まれる原因になってしまいますので、昨年度から高校へ学納金の滞納状況の照会を始めました。

世帯の気になる情報は、ケースワーカーや学校と情報共有し、子どもの自立を阻害する要素を明らかにし、子どもが自分の将来を考えて進めるよう支援しています。高校を卒業し生活保護から抜けても、困ったことがあると就学支援相談員に相談をする子どももいます。そのような子どもを、就学支援相談員はしっかり受け止めています。

子どもの変化～Aくんの場合

就学支援相談員が関わり続けることで、子どもは時に大きな変化を見せます。ここでは、Aくんの「変化」を取り上げたいと思います。

Aくんは中学校1年生から不登校が始まりました。就学支援相談員が初めて彼と面接したのは彼が中学校2年生の夏。Aくんは就学支援相談員の問いかけにもあまり応じず、パソコンにかじりついていました。母との2人暮らし、母は精神障害者で家事ができず、室内はゴミだらけ、Aくんの不登校となった背景には、様々な問題が潜んでいました。Aくんの不登校は続き、訪問しても返事をしない日、昼夜逆転により横になったままの日もありましたが、就学支援相談員は担当ケースワーカーと協力し、学校の先生と情報共有し、世帯が抱える問題点の理解に努め、「高校に行って大学に進学したい」という気持ちを大切にしながら、サポートを続けました。中学校3年生になり、Aくんは就学支援相談員と相談を重ね、頑張って通信制高校を受験したものの、結果は不合格でした。高校には行きたかったAくんはがっかりした気持ちを就学支援相談員に伝えました。そのタイミングで、就学支援相談員はAくんに、ボランティアによる学習会の情報を提供し、そこで勉強して、あきらめずに再受験することを勧めました。そこからAくんの変化が始まります。就学支援相談員に提案された学習会に参加を決意、就学支援相談員が付き添い、ボランティアスタッフの声掛けの中、少しずつ学習会に溶け込んでいきました。始めは1人で行けなかった学習会にも、次第に1人で行けるようになり、学習意欲は向上し、スタッフや他の参加者とも話ができるようになり、構うことがなかった身なりにも気を配るようになりました。そしてついに2回目の高校受験により、高校入学の切符を手に入れました。Aくんは今、高校での勉強を頑張っています。

子どもの学習支援を行う意義

子どもの学習支援は、子どもそのものを受け止める事業です。困難を抱えた家庭の子どもほど、家庭以外で、子どもの味方になる人の存在を必要としています。

何より、子どもの今、そして未来のために一番必要なこと、それは「学ぶ権利」を保障することです。世帯収入による子どもの学力格差は既に明らかとなっています。生活困窮家庭の中で育つということは、ライフコース上の様々な面で多くの

不利を負うことです。「学ぶ」ということに向かえない環境に置かれている子どもが多くいます。

事業開始以降、就学支援相談員の必要性は増すばかりであり、子どもが勉強できる場も必要であると強く感じ、「学びの広場“TOMO”」を創りました。当市には子どもの居場所を提供してくださっているボランティア団体もありますが（先述のAくんが勉強した所です）、自治体として、子どもに少しでも多くの選択肢を提案し、少しでも多くの関わりと学びの機会を提供したい、そんな思いから、「学びの広場“TOMO”」をスタートしたのです。

事業の効果と課題

この事業の効果を測る時、高校進学率が向上し高校中退率が低下することは大切ですが、事業の真の目標は、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、希望する未来に進めるよう支援することであり、その効果を短期的に求めることは困難です。また、たくさんの不利を抱えながら成長してきた子どもたちの問題は深く、支援しても変化に時間を要する子もいます。

子どもに目線を合わせること、関わり続けることで子どもは間違いなく変わります。そのことは、全国の子どもを支援する方々が明らかにしています。これからも、子どもと関わる中で子どもの小さな変化を見落とすことなく、子どもの将来を信じて、当市の学習支援事業を、子どもに寄り添った事業にしていきたいと思っています。

熊谷保健福祉部長からのコメント

平成27年度から始まる生活困窮者自立支援制度の任意事業の中で、学習支援事業を最優先に考えていましたが、市負担部分の2分の1の事業費がなかなか捻出できず諦め感も漂っていました。その時、私の背中を押してくれたのは、「貧困の連鎖を何としても断ち切らなければならない」という、ケースワーカーや就学支援相談員の日々の頑張りでした。思い切って、部が所管する基金を取り崩して補助残に充当し、事業化を図ることができました。子どもたちの「今」は、社会の「未来」です。10年後、20年後の盛岡を創るため、ケースワーカー、就学支援相談員、そして「学びの広場“TOMO”」のスタッフの皆さん、共に頑張りましょう。



本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等	公布・発出等の時期
生活困窮者自立支援制度全国担当者会議		
生活困窮者自立支援制度全国担当者会議の開催について	・平成28年度概算要求等の説明を予定 出席対象者は、都道府県、指定都市及び中核市の職員（事業の受託団体職員の出席は不可）で、申込は8月31日（月）午後5時までに出席票を提出	平成27年8月13日各都道府県・指定都市・中核市あて事務連絡
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 全国研究交流大会		
生活困窮者自立支援全国ネットワーク	・生活困窮者自立支援全国ネットワークのホームページ（全国研究交流大会の情報も掲載） http://www.life-poor-support-japan.net/	
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）の紹介		
岐阜市生活・就労サポートセンター	・岐阜市生活・就労サポートセンターのホームページ http://psgifu.com/gifushi/	
板橋区	・いたばし生活仕事サポートセンターの紹介ホームページ http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/068/068509.html	
盛岡市	・盛岡市くらしの相談支援室のホームページ http://www.city.morioka.iwate.jp/chiiki/32216/032244.html	
平成27年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担等追加協議		
平成27年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担等追加協議について	・平成27年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の国庫追加協議及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助追加協議の実施	平成27年8月20日各都道府県・指定都市・中核市あて事務連絡
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果（平成27年6月分をホームページに掲載）		
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ > 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000092189.html	
生活困窮者自立支援制度の推進のために（資料をホームページに掲載）		
生活困窮者自立支援制度概要	・制度創設の背景、制度の理念、法に基づく各事業等の概要について ・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 制度概要）に掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000059382.html	
第1回ブロック会議資料 ・より広く支援を届けるために ・任意事業のさらなる推進	・第1回生活困窮者自立支援制度ブロック会議の厚生労働省資料。 ・厚生労働省ホームページ（生活困窮者自立支援制度 > 自治体担当者の方へ）に掲載 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000059401.html	
<p>（編集後記）巻頭言では、生活困窮者自立支援全国ネットワークを紹介しました。また、自治体短信では、岐阜県岐阜市、東京都板橋区、岩手県盛岡市から各自治体の取組についてそれぞれ報告いただきました。執筆に御協力いただきましたみなさまに改めてお礼申し上げます。次号は、9月末配信の予定です。どうぞお楽しみに。（た）</p>		